



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
:食品表示基準第15次改正のパブリックコメントについて
- B【シリーズ】 食品表示案内 第34講 個別
:乾めん類の表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
:詰め合わせ食品の容量について その2

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆令和8年4月1日から施行される予定の食品表示基準改正案等に対する意見募集(パブリックコメント)が1月30日に締め切られました。ご意見の概要及びご意見に対する考え方が「令和8年2月6日時点 速報版」として、消費者委員会の第81回食品表示部会において公開されています。

■意見募集期間に公表された「一部改正内閣府令案(新旧対照条文)」において、ご意見に基づき別表第20の食酢の「醸造酢」「合成酢」の表記方法が修正されます。パブリックコメントのご指摘によって復活されます。

| 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|---|---|
| <p>12 食酢について、令和8年7月16日の第11回個別品目ごとの表示ルール見直し分科会において、全国食酢協会中央会より「醸造酢」又は「合成酢」の用語(種類別名称)に関しては、合成酢、醸造酢が同じ商品棚で販売されている場合、消費者が購買時取り間違いのリスクを減らすためには引き続き表記が必要と考えられることから表示場所を追記し現状維持を希望。」との説明を行い、委員の了解をいただいたところである。</p> <p>したがって、別表第20のうち食酢の項における表示の方式について、「醸造酢にあつては「醸造酢」と、合成酢にあつては「合成酢」と商品名に近接した箇所に表示する。」との記載を追加してほしい。</p> | <p>御指摘を踏まえ修正します。</p> <p><分科会議事録 抜粋>…それから醸造酢又は合成酢の用語の表記です。これを種類別名称と申しますけれども、これにつきましては、同じ商品棚で、合成酢、醸造酢が売られており、消費者の方が醸造酢を買いたいと誤って合成酢を取ってしまったというような錯誤が起きないように、引き続き義務表示とさせていただきたいと考えております。修正案として、商品名に近接した場所に表示させていただきたいと考えております。</p> <p>一括表示の表示例でございます。…それから醸造酢、合成酢の種類別名称につきましては、存続を希望させていただきませんが、容器別のポイント数については必要ないと判断させていただき、ここについても表2を含めて廃止ということにさせていただきたいと考えております。…</p> <p>内閣府HPの情報から作成</p> |

※続きはPage 1-2(会員)で記載しています。

第34講 乾めん類の表示について 【個別】

■乾めん類の表示

乾めん類につきましては、名称規制は存在ませんが、それ以外のものについては全て個別の規定があります。今回の見直しで、定義・名称・表示禁止事項は現状維持、原材料名・添加物・内容量は廃止、個別追加表示事項と表示の方法は一部修正となります。

■乾めん類の定義

乾めん類につきましては、小麦粉又はそば粉に食塩、やまのいも、抹茶、卵等を加えて練り合わせた後、製めんし、乾燥したものをいい、これに調味料、やくみ等を添付したものをいいます。このうちそば粉を使用したものを「干しそば」といい、干しそば以外のものを「干しめん」といいます。また手延べ干しそば、手延べ干しめんについては食用植物油、でん粉又は小麦粉を塗付してよりをかけながら順次引き延ばしてめんとし、乾燥したものであって、製めんの工程において熟成が行われたものであり、かつ、小引き工程又は門干し工程においてめん線を引き延ばす行為を手作業により行ったものをいいます。調味料ややくみも定義されています。また、そば粉の配合割合とは、食塩以外の原材料及び添加物に占めるそば粉の重量の割合をいいます。これらの定義は消費者の商品選択の指標となっていること、また生産流通におきましても、なければ混乱をきたすため現状維持となります。

■乾めん類の名称

手延べ干しそば以外の干しそばについては「干しそば」又は「そば」と表示します。手延べ干しめん以外の干しめんにあつては「干しめん」と表示します。「干しめん」以外に「うどん」「ひやむぎ」「そうめん」等の表示も可能であり、長径によって表示可能な名称が異なります。長径を1.7mm以上に成形したものは「干しうどん」又は「うどん」、長径を1.3mm以上1.7mm未満に成形したものは「干しひやむぎ」、「ひやむぎ」又は「細うどん」、長径を1.3mm未満に成形したものは「干しそうめん」又は「そうめん」と表示します。手延べ干しそばは「手延べ干しそば」又は「手延べそば」と表示します。名称につきましては取引上の指標として、あるいは消費者の嗜好の名称としても重要な要素ですので、現状維持となります。

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。

商品の内容量・表記(商品量目・量目公差)について

Q&A【全般－26】と【全般－43】の関連性を理解しましょう。

▼内容

「計量法における商品量目制度Q&A集【全般－43】において「異なる種類の商品」は特に定めはないとの記載から、下記4つの商品の密封容器が政令第5条特定商品の場合は4つの場合すべてにおいて特定物象量の表示義務が必要であるとの理解でよいでしょうか？

(1)納豆、添付たれ及び添付からしで構成される納豆製品のような複数の加工食品により構成される製品において、当該「添付たれ」が密封容器かつ政令第5条特定商品の場合

(2)具材が袋ごとにセットされた即席みそ汁において、具材の一つである調合みそが密封容器かつ政令第5条特定商品の場合

(3)添付スープ入りの袋入りラーメンにおいて、当該添付スープが密封容器かつ政令第5条特定商品の場合

(4)添付ドレッシングいり野菜サラダにおいて、当該添付ドレッシングが密封容器かつ政令第5条特定商品の場合

※ 解説はPage 3-2 (会員) で記載しています。

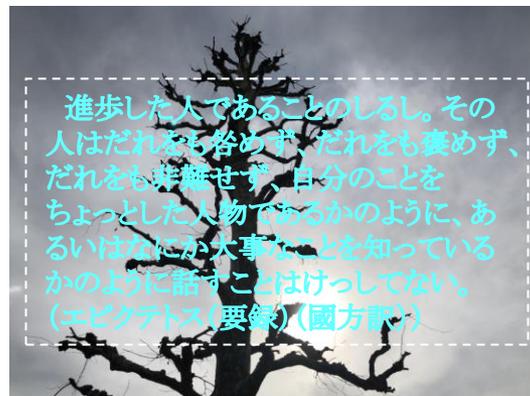
A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。

2026年(令和8年)も実務に役立つ基本となる情報を発信して参ります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2026年 2号】



著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。